

「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表しませんか

《パートナーシップ構築宣言とは?》

企業規模の大小に関わらず、企業が「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言する取組です。企業は代表者の名前で、「サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携(企業間連携、IT実装支援、専門人材マッチング、グリーン調達等)」「振興基準の遵守」に重点的に取り組むことを宣言します。

① 取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行(振興基準※)の遵守
- その他独自の取組

※下請中小企業振興法に基づく基準

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html>)

② 「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp>)に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

③ 「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



《ロゴマークに込められた思い》
大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

④ 一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

登録の流れはポータルサイトにてご確認ください。



【お問合せ先】
東大阪商工会議所 総務部
TEL:06-6722-1151
FAX:06-6725-3611